

第4回川口市男女共同参画推進委員会

平成30年2月15日（木） 10時00分

かわぐち市民パートナーステーション会議室1・2

次 第

1 開 会

2 報告事項

- （1）第2次川口市男女共同参画計画改訂（素案）に関するパブリック・コメント実施結果について
- （2）平成29年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について

3 その他

4 閉 会

配布資料一覧

資料No. 1	第2次川口市男女共同参画計画改訂（素案）に関する パブリック・コメントの結果	1
資料No. 2	平成29年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況	5

第2次川口市男女共同参画計画改訂（素案）パブリック・コメントの実施結果について

- 1 意見募集期間 平成29年12月5日（火）から平成30年1月4日（木）
 2 意見提出者数 3名
 3 意見件数 11件
 4 意見内容 以下のとおり

NO	意 見	市の考え方	(素案)の修正
1	●基本目標Ⅱ 課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画 ●基本目標Ⅱ 課題3 働く場における男女共同参画の推進 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」に触れても良いのではと思った。 前国会で提出されたものの見送りとなり、次の国会で再度提出され、審議される見込み。	当該法律が成立した際には、国や県の動向も踏まえつつ、次期計画への反映を検討して参ります。	なし
2	●基本目標Ⅱ 課題2 女性のチャレンジ支援 起業支援を女性に対してすることは、いっけん聞こえがよいが、起業家は労働者のような保護がないため、かえって貧困を増やす。会社の半分は1年以内に潰れている。 よって、起業支援は無意味かつ有害。ジェンダーフリーにも反する。 埼玉高速鉄道が「いい夫婦」きっぷを、だん性同士や女性同士でも認めているように、女性かどうかによって差を設けることそのものが望ましくない。	仕事と家庭の両立が難しいことを理由に、多くの女性が出産や子育てを機に離職しています。 女性の活躍推進は、我が国の持続的成長のためにも不可欠であり、女性が働きやすい社会をつくることはあらゆる人が働きやすい社会をつくることに繋がると考えております。 多岐にわたる女性のチャレンジを支援するため、また、価値観やライフスタイルに応じ仕事と家庭を両立できる柔軟で多様な働き方を広げていくためにも、国、県そして本市では女性の起業支援を行っております。	なし
3	●基本目標Ⅱ 課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援 「市男性職員の育児参加休暇取得率」とあるが、取得率に加え、取得期間も知りたい。（育児休業ではないのか）	育児参加休暇とは、子供の出産予定日の7週間前から、産後8週間の間に5日間取得できる休暇であり、育児休業のことではありません。 今後の川口市推進計画施策の実施にあたって参考とさせていただきます。	なし
4	●基本目標Ⅱ 課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実 「老人クラブにおける加入者の男女の割合が、どちらかの性に偏ることが無いこと」で、目標値として「男女比50%」を挙げているが、さすがにいき過ぎではないか。 男女の寿命差を考えると、女性の方がやや割合が多いことは当然である気もする。	ご指摘のとおり、65歳以上の人口割合を見ますと、男性が45%、女性が55%が現状です。しかしながら、65歳から80歳までの人口割合をみますと、あまり差がないことから、男性の地域参加を促す観点からも50%としております。	なし

第2次川口市男女共同参画計画改訂（素案）パブリック・コメントの実施結果について

NO	意 見	市の考え方	(素案)の修正
5	●基本目標Ⅱ 課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実 「また、高齢者だけでなく、障害者、外国籍市民等特別な配慮を必要とする人たちが～」とあるが、外国籍市民にどのような特別な配慮が必要なのだろうか。例えば、日本語が上手く話せないとかいうのであり、その教育や外国語の表示が必要というのであったとして、男女共同参画に何の意味があるのか。 外国籍市民はわが国、わが市に合わせて暮らすべきであり、それが出来ないのであれば母国に帰るほかない。 彼らは日本人ではないのだから日本人、川口市民の血税を投入すべきでない。 彼らは母国が保護すべきものであり、母国の血税を用いるべきである。わかりやすく言うなら、男女共同参画の予算を外国籍市民のために用いるのは目的外使用であり、会計検査上の問題である。 素案から外国籍市民に関する項目を除き、男女共同参画の予算を外国籍市民のために用いることの無いよう要望する。	本市では、多文化共生の考えのもと、外国籍市民であっても、人権侵害等の被害を受けることなく、社会に参画し充実した生活が送れるよう、条件を整備することが求められています。 日常生活における自立や社会参画を行う上で、制約を受けがちな人達が、その能力や意欲を発揮し、共に生きることがノーマルであるというノーマライゼーションの理念のもと、計画を策定しております。 今後もあらゆる場、分野において活躍できる環境づくりを進めて参ります。	なし
6	●基本目標Ⅱ 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶 他に比べ内容が具体的で良いと思った。また、推進指標の100%も妥当。	今後も女性に対する暴力の根絶に向けて、社会意識の醸成と支援体制の充実に努めるにあたり参考とさせていただきます。	なし
7	●基本目標Ⅱ 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶 どこかで聞いたことがあります、a. だん性が被害者になることが考えられない→b. だん性が被害者の場合、被害者は我慢すべき→c. 女性が被害者の場合も、だん性が被害者の場合と同じく我慢すべき、という三段論法が発生しているそうです。 ということは、DV撲滅のためには、aを変えることから必要です。	本市では、DV被害者が女性だけを想定しているものではありません。 女性は経済的、身体的な理由から被害を受けやすいため、特に女性に対する暴力への意識を重点的に変えることが大切だと考えております。	なし
8	●推進指標について 推進指標の目標値の根拠が知りたい。 将来的な見通しの中で、どの段階なのかも知りたい。	推進指標の目標値は、国や県の推進指標を基に本市の現状や施策の推進による伸び率を勘案し設定しております。 将来的な見通しは、計画期間（10年）を区切りとして考え、5年で見直しを行っております。	なし

第2次川口市男女共同参画計画改訂（素案）パブリック・コメントの実施結果について

NO	意 見	市の考え方	(素案)の修正
9	●その他 田だの力だの、だん性と無関係な意味を持つ文字からなる文字を使うことは不適切である。よって、障害者を障がい者を表記するように、だん性と表記する必要がある。 なお、ツボッシーシステムという栄養計算や有酸素運動のソフトも、だん性と表記してある。	本計画は、国や県の計画を基に、社会情勢の変化等を踏まえ行っております。 表記につきましても、国や県の計画にならない、男性は漢字表記となっておりますことから、今後の参考とさせていただきます。	なし
10	●その他 カリフォルニアやサンアントニオなどの研究結果によると、だん性による妊娠は実用化されつつある。よって、だん性の妊娠はあり得ないという先入観をなくす必要がある。 例えば、妊婦を妊娠している人と呼ぶとか、出産者などの、だん性の妊娠を想定した呼称を使うことがそれである。 出生届も、女性しか妊娠しない前提で決められた書式を変えるべきであることは言うまでもない。	本計画は、国や県の計画を基に、社会情勢の変化等を踏まえ行っております。	なし
11	●その他 埼玉高速鉄道がやっている鉄コンのような出会いの場の提供は、だん性と女性で参加費用に差をあえて設けないことは良いこと（差を設けると、高い方が偉いという意味になる）だが、だん性のみ鉄道会社社員に限定するとか、だん性からの告白しか認めないとか、対等な立場にならない点が数カ所ある。対等な立場になる点の方が多いいにも関わらず、これはいただけない。	今後の男女共同参画計画施策の実施にあたって参考とさせていただきます。	なし

平成29年度 行政委員会・附属機関等の女性登用状況

(基準日:原則として平成29年10月1日現在)

	審議会			委 員			公募委員			
	審議会数	女性委員の いる審議会	女性のいる 審議会比率	委員数	女性 委員数	女性委員 比率	公募のある 審議会数	公募の 比率	委員数	公募委員 比率
行政委員会 (地方自治法第180条の5)	6	4	66.7%	31	5	16.1%	1	16.7%	12	38.7%
(29.4.1)	(6)	(3)	(50.0%)	(44)	(4)	(9.1%)	(0)	(0%)	(0)	(0%)
附属機関等 (地方自治法第202条の3)	90	79	87.8%	1,388	382	27.5%	23	25.6%	44	3.2%
(29.4.1)	(88)	(79)	(89.8%)	(1389)	(378)	(27.2%)	(23)	(26.1%)	(43)	(3.1%)
計	96	83	86.5%	1,419	387	27.3%	24	25.0%	56	3.9%
(29.4.1)	(94)	(82)	(87.2%)	(1433)	(382)	(26.7%)	(23)	(24.5%)	(43)	(3.0%)

【29年度調査・特記事項】

- 女性委員のいない(女性委員ゼロ)審議会 (13) ※ 前回(29.4.1)との比較(12→13)
 - ・行政委員会(2):
 - 選挙管理委員会、監査委員
 - ・附属機関等(11):
 - 公務災害補償等審査会、情報公開・個人情報保護等審査会、公有財産管理委員会、商工資金審査会、建築審査会、土地区画整理審議会(芝東第6・石神西立野・安行藤八・里)、いじめ問題調査委員会①、②
- 新設した審議会 (2)
 - 障害者福祉計画等策定委員会
 - いじめから子どもを守る委員会
- 終了した審議会 (1)
 - 子ども・子育て会議
- 女性登用率について (96の行政委員会・附属機関等)
 - ※ 平均 27.3%
 - ・ 30%以上の審議会数 43
 - ・ 20%以上30%未満の審議会数 21
 - ・ 10%以上20%未満の審議会数 14
 - 防災会議、交通安全対策協議会、労政協議会、景観形成委員会、土地区画整理審議会(芝東第4・第5新郷東部第2)、公民館運営審議会(上青木・芝南・朝日・根岸・朝日東・南鳩ヶ谷)、文化財保護審議会
 - ・ 10%未満の審議会数 18
 - 選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公務災害補償等審査会、情報公開・個人情報保護等審査会、国民保護協議会、公有財産管理委員会、商工資金審査会、建築審査会、土地区画整理審議会(芝東第3・第6・石神西立野・安行藤八・里)、公民館運営審議会(新郷・朝日)、いじめ問題調査委員会(①・②)
- 公募委員について (96の行政委員会・附属機関等)
 - ・ 公募を行っている審議会の比率 25.0% (24/96) ・ 公募委員の比率 3.9% (56人/1,419人中)
 - ・ 公募委員中の女性比率 44.6% (25人/56人中)

○ 行政委員会（地方自治法第180条の5）

（原則として、平成29年10月1日現在）

No.	担当課	新設	名 称	委員数 人	うち 女性委員数 人	女性委員 比率 %	根 拠 法 ・ 条 例
1	教育総務課		教育委員会	5	1	20.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
2	選挙管理委員会		選挙管理委員会	4	0	0.0	地方自治法
3	総務課		公平委員会	3	1	33.3	地方公務員法
4	監査委員事務局		監査委員	4	0	0.0	地方自治法
5	農業委員会事務局		農業委員会	12	1	8.3	農業委員会等に関する法律
6	税制課		固定資産評価審査委員会	3	2	66.7	地方自治法第180条の5、地方税法第423条～436条
				31	5	16.1	

※ 農業委員会委員12名は公募委員

○附属機関等（地方自治法第138条の4、第202条の3）

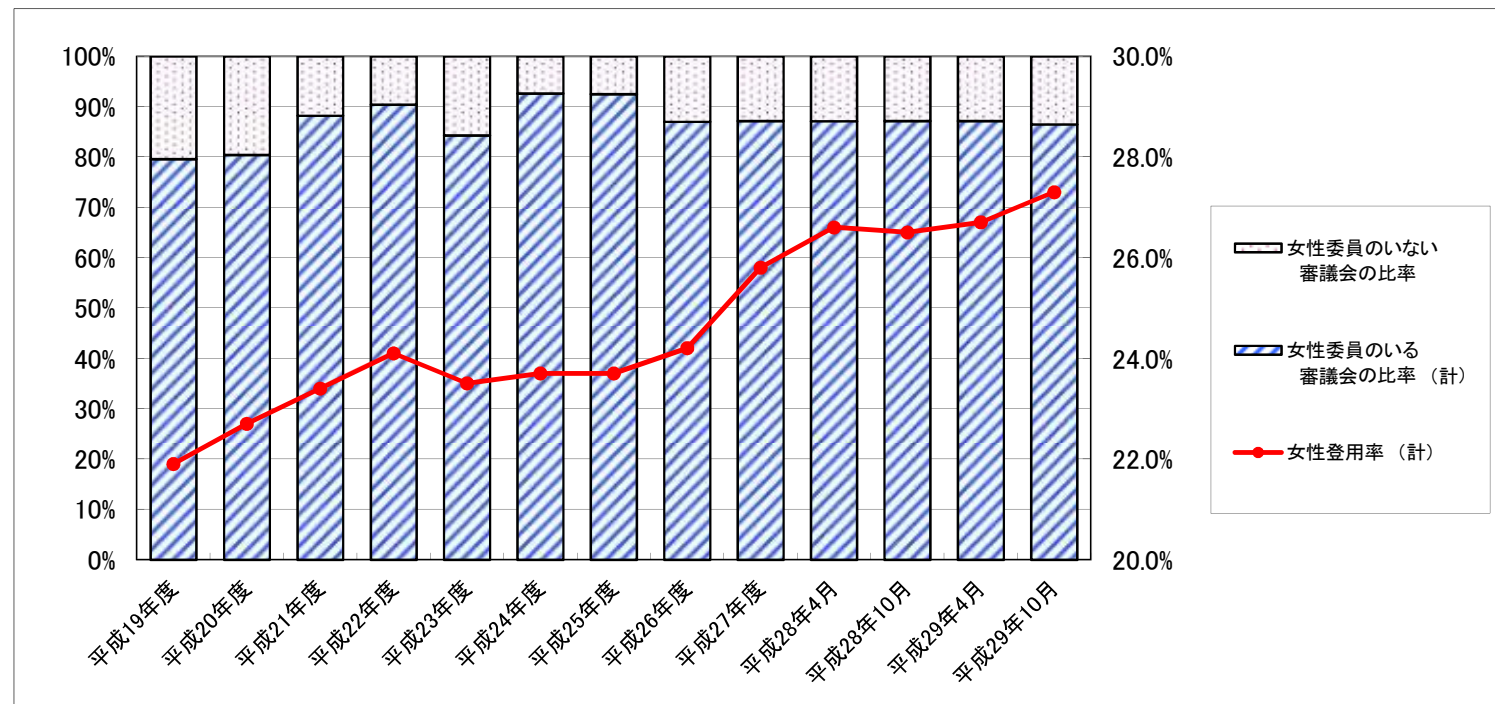
法律又は条例により設置されているもの。

（原則として、平成29年10月1日現在）

No.	部局	担当課	新設	名 称	委員数 人	うち 女性委員数 人	女性委員 比率 %	公募	委員 人	女性 人	比率 %	根 拠 法 ・ 条 例
1	企画財政部	企画経営課		自治基本条例運用推進委員会	14	4	28.6	○	4	2	50	自治基本条例
2	総務部	総務課		同和対策審議会	12	4	33.3	○	1	0	0	同和対策審議会条例
3	総務部	職員課		公務災害補償等認定委員会	5	1	20.0	×			—	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
4	総務部	職員課		公務災害補償等審査会	3	0	0.0	×			—	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
5	総務部	行政管理課		情報公開・個人情報保護運営審議会	12	5	41.7	○	2	1	50	情報公開・個人情報保護運営審議会条例
6	総務部	行政管理課		情報公開・個人情報保護等審査会	3	0	0.0	×			—	情報公開・個人情報保護等審査会条例
7	危機管理部	防災課		防災会議	64	7	10.9	×			—	災害対策基本法、防災会議条例
8	危機管理部	防犯対策室		国民保護協議会	57	2	3.5	×			—	武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護協議会条例
9	理財部	管財課		公有財産管理委員会	10	0	0.0	×			—	地方自治法、公有財産管理委員会条例
10	市民生活部	協働推進課		協働推進委員会	15	5	33.3	○	5	2	40	協働推進条例
11	市民生活部	協働推進課		男女共同参画推進委員会	12	8	66.7	○	2	1	50	男女共同参画推進条例
12	市民生活部	交通安全対策課		交通安全対策協議会	15	2	13.3	×			—	交通安全対策協議会条例
13	福祉部	福祉総務課		社会福祉保健審議会	15	8	53.3	○	2	1	50	社会福祉法、社会福祉保健審議会条例
14	福祉部	介護保険課		介護認定審査会	120	50	41.7	×			—	介護保険条例第3条
15	福祉部	介護保険課		介護保険運営協議会	15	8	53.3	○	1	1	100	介護保険運営協議会条例
16	福祉部	障害福祉課	○	障害者福祉計画等策定委員会	15	6	40.0	○	2	2	100	障害者基本法第36条
17	福祉部	障害福祉課		介護給付費等の支給に関する審査会	20	8	40.0	×			—	障害者総合支援法第15条、介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例
18	こども部	青少年対策室		青少年問題協議会	15	6	40.0	○	2	2	100	地方青少年問題協議会法、青少年問題協議会条例
19	こども部	青少年対策室	○	いじめから子どもを守る委員会	3	1	33.3	×			—	いじめ防止対策推進法 いじめを防止するためのまちづくり推進条例
20	健康増進部	保健衛生課		健康・生きがいづくり推進協議会	17	8	47.1	○	2	2	100	健康・生きがいづくり推進協議会条例
21	健康増進部	国民健康保険課		国民健康保険運営協議会	15	5	33.3	○	1	0	0	国民健康保険法、国民健康保険条例
22	環境部	環境総務課		環境審議会	15	4	26.7	○	2	2	100	環境審議会条例
23	環境部	廃棄物対策課		廃棄物対策審議会	15	5	33.3	○	2	1	50	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
24	環境部	環境施設課		戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会	15	4	26.7	○	2	2	100	戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会条例
25	経済部	産業労働政策課		商工行政審議会	15	3	20.0	×			—	商工行政審議会条例
26	経済部	経営支援課		商工資金審査会	10	0	0.0	×			—	商工資金審査会条例
27	経済部	産業労働政策課		労政協議会	15	2	13.3	×			—	労政協議会条例
28	経済部	農政課		農政審議会	15	3	20.0	×			—	農政審議会条例
29	都市計画部	計画管理課		住居表示審議会	15	4	26.7	○	1	1	100	住居表示審議会設置条例
30	都市計画部	都市計画課		都市計画審議会	15	3	20.0	○	2	0	0	都市計画法、都市計画審議会条例
31	都市計画部	都市計画課		景観形成委員会	6	1	16.7	×			—	景観形成委員会条例
32	都市計画部	都市計画課		バリアフリー基本構想推進協議会	13	4	30.8	○	2	1	50	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱
33	都市計画部	住宅政策課		空家等対策協議会	10	4	40.0	×			—	空家等対策の推進に関する特別措置法 空家等対策協議会条例
34	都市計画部	開発審査課		開発審査会	5	1	20.0	×			—	都市計画法、開発審査会条例
35	都市計画部	建築安全課		建築審査会	5	0	0.0	×			—	建築基準法、建築審査会条例
36	都市計画部	みどり課		緑化対策委員会	15	5	33.3	○	2	1	50	緑化対策委員会条例
37	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第3土地区画整理審議会	15	1	6.7	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第3土地区画整理事業施行規程
38	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第4土地区画整理審議会	13	2	15.4	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業施行規程
39	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第5土地区画整理審議会	14	2	14.3	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業施行規程
40	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第6土地区画整理審議会	9	0	0.0	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第6土地区画整理事業施行規程
41	都市整備部	東部土地区画整理事務所		新郷東部第2土地区画整理審議会	19	2	10.5	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理事業施行規程
42	都市整備部	北部土地区画整理事務所		石神西立野特定土地区画整理審議会	15	0	0.0	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理事業施行規程
43	都市整備部	北部土地区画整理事務所		安行藤八特定土地区画整理審議会	13	0	0.0	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理事業施行規程
44	都市整備部	里土地区画整理事務所		里土地区画整理審議会	15	0	0.0	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業里土地区画整理事業施行規程
45	水道部	水道総務課		上下水道事業運営審議会	15	5	33.3	○	2	1	50	上下水道事業運営審議会設置条例

行政委員会・附属機関等の女性登用状況の推移（～H29）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年4月	平成28年10月	平成29年4月	平成29年10月
行政委員会のうち 女性のいる審議会の比率	50.0%	50.0%	50.0%	66.7%	50.0%	83.3%	83.3%	66.7%	66.7%	50.0%	50.0%	50.0%	66.7%
附属機関のうち 女性のいる審議会の比率	83.7%	84.4%	93.3%	93.5%	88.9%	93.8%	93.6%	88.4%	88.6%	89.7%	89.8%	89.8%	87.8%
女性委員のいる 審議会の比率（計）	79.6%	80.4%	88.2%	90.4%	84.3%	92.6%	92.5%	87.0%	87.2%	87.1%	87.2%	87.2%	86.5%
女性委員のいない 審議会の比率	20.4%	19.6%	11.8%	9.6%	15.7%	7.4%	7.5%	13.0%	12.8%	12.9%	12.8%	12.8%	13.5%
行政委員会の 女性登用率	6.7%	8.9%	8.9%	11.1%	6.8%	10.6%	12.8%	10.6%	11.1%	11.4%	11.4%	9.1%	16.1%
附属機関等の 女性登用率	22.4%	23.2%	23.9%	24.5%	24.1%	24.2%	24.1%	24.7%	26.3%	27.1%	27.0%	27.2%	27.5%
女性登用率（計）	21.9%	22.7%	23.4%	24.1%	23.5%	23.7%	23.7%	24.2%	25.8%	26.6%	26.5%	26.7%	27.3%



H32
目標値
30%以上